

災害により被害を受けられた方へ

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、市・府民税の申告で「地方税法」に定める雑損控除を申告することで市・府民税の一部を軽減することができます。

雑損控除	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます。) ※ 書画・骨とう・貴石・貴金属で1組又は1個の価額が30万円を超えるものは生活に通常必要な資産には含まれません。
控除額の計算	控除額は次の①と②のうちいずれか多い方の金額です。 ① 差引損失額 - 所得金額の10分の1 ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 (注) イ 差引損失額 = 損害額 - 保険金などによって補填される金額 ロ 災害関連支出 滅失した住宅、家財を除去するための費用など災害等に関連してやむをえない支出した金額 ※ イの「損害額」には、ロの「災害関連支出」の金額を含みます。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連支出については、領収書(コピー可)を市・府民税申告書に添付するか、市・府民税申告書を提出する際に提示することが必要です。 ・ 雑損控除の金額について、その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰り越して各年の所得金額から控除できます。

ご用意いただくもの

- ・ 被害を受けた住宅の取得年月日、床面積及び自家用車の取得年月日などがわかるもの
(売買契約書などでその取得価額の分かるもの及び修繕費などの災害関連支出の領収書が残っていれば併せてご用意ください。)
- ・ 保険金等で補填される金額がある場合、その金額が分かる書類
- ・ リ災(被災)証明書の写し 又は 被害にあったことがわかる写真(画像でも可)
- ・ その他、源泉徴収票など申告に必要な書類(詳しくは申告の手引きをご覧ください。)

参考) 住宅の「取得年月日」・「総床面積」・「構造」が記載されている書類
「登記簿謄本」・「売買契約書」など